

明治時代の鉱山関係フランス人について(1)

——官営生野鉱山——

西 堀 昭

1. 序
2. 医師フランソア・ウジェーヌ・マイエ (François Eugène Maillet)
3. 土木技師ジュール・レスカス (Jules Lescasse)
4. 鉱山技師エミール・テオフィール・ムーシェ (Emile Théophile Mouchet)
5. 後記

1. 序

明治政府は日本の鉱物資源確保を近代化政策の大きな柱の一つとし、全国各地の鉱山の開発に力を入れた。幕府直轄の日本の主要な銀山の一つに数えられていた生野銀山にも近代化設備を投入し、生産力の大幅なアップを計るために、明治政府はフランスに協力を求めた。その結果、生野銀山の銀・銅の生産は飛躍的に向上した。こうして生野鉱山は、日本の鉱工業の拡大発展に大きく寄与することとなった。

フランスの主要な鉱山都市サン・テチエンヌ (Saint-Etienne, Loire) の鉱山学校出身のジャン・フランソア・コアニエ (Jean François Coignet, 1837-1902) を始め延べにして24人のフランス人が生野鉱山に勤務した。本稿では技術者ばかりでなく、医師等についても資料を紹介する。また、フランス人鉱山技師の日本での活躍は、愛媛県の別子銅山においても見られ、近代鉱業とフランスの関係が極めて密接に係わりあっていることが良く分かる。本稿では、既に言及したコアニエ(1)を除く鉱山関係フランス人の紹介である。

筆者の知るかぎり、フランス医学を伝えたエノン(2)、ヴィダール(3)、マイエ、近代建築に寄与したレスカス、近代道路を造ったシスレイ(4)や鉱山技師ムーシェ、ヴェルネイ(5)、ラロック(6)、リュスタンベルジェ(7)兄弟、

ボッシ(8)、ド・セヴォーズ(9)、オジエ(10)などはまだ余り調査・研究されていない。

フランス人が来たということはフランス文化が入って来たということにほかならない。そこにお雇い外国人研究の広がりを見ることかできる。即ち外国人たちが日本に持って来たものは、勿論単なる技術だけではなく、その幅は広い。フランス人イコールフランス文化とみるのが正しい見方であろう。生野鉱山がフランス医学の原点の一つであるのも見逃してはならない。

これまでは、外国の影響といえば、医学がドイツ、文学がフランスといったような図式が一般的であったが、それは余りにも短絡的な見方である。フランス文化は幕末以後、いろいろな分野で日本に影響を与えている。勿論、それらは、文学の領域だけではなく、法制、技術、軍事、医学、教育という分野まで広範囲にわたっている。たとえば、医学をみてみよう。横須賀製鉄所のサヴァチエ (外科) (11)、アレクサンドル (歯科) (12)、マッセ (13) などのようにまだ研究されていないフランス人も結構多い。

これらのフランス人がどのようにして明治政府あるいは私営企業に雇用されたのか、本稿では特に契約関係からお雇い外国人を考察したものである。できるだけ欧文の契約書を併記したので、これまで曖昧であった技師等の正式な職種や正確な姓名のほか、出生地、居住地などがはっきりした。

さて、外国人を雇用する場合、日本人の場合と異なり契約書が必ず取り交わされた。これは、採用側にとっては全く新しい経験となった。つまり欧米の近代的な法律がそこに入って来たのであった。契約書の作成によって、将来起こるであろう大部分のトラブルが防止できたものと思われるが、それでも官営富岡製糸場

のポール・プラ、ジュスタン・バレットの場合のようにこじれたケースも若干ではあるが出た (14)。

生野鉦山の雇用契約は、殆どフランスのサン・テチエンヌで日本政府の代理人であるコアニエまたは代理のオジェと就職希望者の間で行われた。原則的にはフランス語の契約書作成はコアニエに全てが委託されていた。

雇用者は契約書約書の雛形をまず形成し、それに基づいて技術者等の契約を行い、将来に問題を残さないようにした (15)。その内容は、契約期間、給与、往復の旅費、禁止事項、解雇、住居などにわたっている。明治時代を通してこのような雇用契約書の内容は他の場合も大体において共通のものである。

生野鉦山の場合は、月給は、鉦夫・ポンプ職の洋銀100枚から左官・機械方・焼礦夫・鑄形職・坑夫の洋銀150枚、技師長の800枚までとその幅は広く、医師の場合は300~350枚となっている。これらの金額を鉦業関係以外のお雇い外国人のそれと比較した場合、ほぼ同じものである。しかし、生野鉦山の例ではないが、フランス語教師の間の賃金格差が問題となってもめたことがあった (16)。賃金だけをみると、コアニエは、法律顧問のボアソナード (17) や横須賀製鉄所所長ヴェルニー (18) に匹敵する最高給である。また、新政府にとってお雇い外国人の人件費が財政上大きな負担となっていたことも事実であった。

雇用期間は、月契約、年契約、無期限契約とあるが、月契約は言わば試用期間のような場合に多い。

特に外国人の場合は宗教活動禁止の項目は契約書に明記された。当時、政府が外国人による宗教活動にかなり神経をとがらせていた様子が良くわかる。その他、兼業については商業活動は完全に禁止された。これは今日の公務員の兼業の禁止に相当しよう。語学教師の場合には週に何時間までとかといったように、かなり細かく取決められた契約もみられ、兼職も有り得た。これらの契約書からお雇い外国人が置かれていた立場がかなりはっきりしてくる。

雇用に際し最も重要な契約書は生野鉦山の場合、大体次の様なものである。本稿では明治6年に追加募集をした時のものである (19)。

此約定ハ何年何月某日ニ於テ一方ハ日本政府ノタメニ取扱御雇師「コハニー」氏ト又一方ハ何某ト取結ノ事左ノ如シ

第一条

- 一 右某ハ坑夫ノ技業ヲ以テ一年間月給百五十円ノ割合ニテ日本政府へ雇ハルル事

第二条

- 一 「マルセイユ」ヨリ生野マデノ路費トシテ金四百円別ニ手当トシテ百円ヲ与フヘシ
一 約定ノ終又ハ其後三ヶ月ノ中ニ右其「マルセイユ」へ向ケ出帆スルトキハ旅費トシテ金四百円ノ高ヲ受取ヘシ然トイエトモ右時限中ニ乗船セサルトキハ路費ヲ受取ルノ分義ナシ

第三条

- 一 日本政府ハ右某ニ相当ノ家屋並ニ必要ノ家具ヲ付与スヘシ 但シ食料ノ運送等ニ付テハ全ク同人ノ自費タルヘシ

第四条

- 一 右某ハ都テ指揮ヲ「コハニー」或ハ同人代理又ハ其襲職ノモノノミニ之レヲ受クヘシ而シテ若シ政府ト訴訟ノ事有之説ハ必ス右「コハニー」氏又ハ同人代理或ハ其襲職ノモノノミニ取次ヲ以テ之レヲ上申スヘシ

第五条

- 一 此条約期限内某氏モシ病ニ罹ルトモ医師ヨリノ確固タル證書アルニアラザレハ休勤スルヲ得ス且又一ヶ月以上不動ナルトキハ其不勤日数ノ給料ヲ与ヘス三ヶ月ヲ経テ尚癒サレハ此条約ヲ廢シ其日ヨリ給料ヲ与ヘス「マルセイユ」マデノ帰国旅費四百円ハ可相渡事

第六条

- 一 同氏不行状カ又ハ上職ノ命ニ背クトキハ此約定ヲ廢止スヘシ然ルトキハ政府ニ於テ同人へ暇ヲ遣ス後ハ同人へ月給ハ勿論亦「マルセイユ」マデノ帰国旅費トモ与ヘサルヘシ

第七条

- 一 此条約期限内政府ニ於テ此約定ヲ廢セントスル時ハ右某ハ六ヶ月ノ月給即金九百円並ニ「マルセイユ」マデノ帰国旅費金四百円ヲ払フニ於テハ政府ハ何等ノ事故ヲ問ハス之ヲ廢止スルノ權ヲ有スヘシ

これに対する仏文の雛形があるので、それを次ぎに示す。

Contrat fait le...jour du mois de l'Année...entre les

この月給の差についての理由は記されていない。250円という月給は他の外国人語学教師に比べて低いものではない (26)。

マイエは富岡製糸場とは昭和8年11月1日から同8年12月31日まで契約を行っている。生野鉦山へはエノンの後任として雇用契約が結ばれたが、マイエの契約期間が明治8年11月1日から3ヶ年となっているので1ヶ月のずれがある。それはマイエが富岡製糸場を1ヶ早く辞めたことを意味していよう。マイエの月給は200円であった。免許は外務省から明治8年11月10日に下がり、同11月6月30日に返納された (27)。

マイエの生野鉦山との雇用契約書は次の通り (28)。

鉦山寮御雇仏国人オーギュスタン・エノン儀先般暇遣候ニ付為代員是迄同寮月雇致シ居同国人フランソワ、エージン、マイエト申者来ル十一月一日ヨリ三ヶ年間雇入条約致候間則和洋文共相添此段御届申進候也 工部

条約書

一方ハ日本政府ノ為ニ取扱フ処ノ鉦山寮長官大島高任ト又一方ハ前文部省奉仕ノフランソワ、エージン、マイエ氏ト明治八年西暦千八百七十五年七月十五日雙方ノ間ニ取結ヒタル定約左ノ如シ

第一条

一方長官此定約書ヲ以テ右マイエ氏ヲ日本政府ヘ奉仕ノ為ニ雇入レルモノニシテ同氏ハ何レノ地ニテモ指令ニ従ヒ医師兼仏語教師ノ器能ヲ以テ明治八年西暦千八百七十五年十一月一日ヨリ向フ三ヶ年間右政府ニ奉仕スルコトヲ約セリ尤仏語教授時間ハ休日ヲ除キ毎日二時間タルヘキコト

第二条

右マイエ氏ハ同氏存在中ノ鉦山長官又ハ長官ヨリ同氏ヘ達示シタル他ノ主任官ヨリ指令ヲ受ケテ之ヲ守行スベシ 且ツ右長官若クハ主任官ヨリ予メ允許ヲ得ルニ非レハ同氏ハ自己ノ休業ヲ得ス

第三条

右マイエ氏ノ給料ハ一ヶ月金貨三百円或ハ之ニ当償スル通用貨幣ニテ之定約面奉職ノ月日ヨリ数へ毎月末ニ払渡スヘシ

第四条

右政府ハ此之定約存在中ハ右マイエ氏ニ家具不備相当ノ居家ヲ弁給スヘシ 且ツ鉦山寮ノ外国人旅費定則ニ

照準シ東京ヨリ生野迄ノ旅費及定約満期ノ節生野ヨリ東京迄ノ旅費ヲ給与スヘシ 且此之定約面ノ職掌ヲ尽スニ必要ノ旅費ヲモ右定則ニ照準スヘシ

第五条

右マイエ氏ノ此定約存在中ハ専ラ同氏ノ職掌ヲ日本政府ヘ尽シ商業其他ニ類スル何事タリトモ同氏自身或ハ人ヲ以テ之ヲ行フハ勿論猶又之ニ関係スルコトヲ得ス

第六条

若同氏ノ奉職中何時ニテモ病氣或ハ怪我ニ依テ三ヶ月間引続キ此定約面ノ職務ヲ尽スコト能ハサルカ或ハ其不動時間右期限リ如クナラサルモ若シ右奉職中何時ニテモ病ニ罹リ或ハ怪我ヲ受ケサルカ或ハ其病重クシテ右ノ職ヲ尽スニ障害トナル如キハ勿論總テ右様ノ時ハ其時ノ工部卿速ニ此定約ヲ廢スルノ分義アリ 然シテ右マイエ氏ノ定約残期ノ給料ハ毫之ヲ受取ルノ分義ハ勿論其他之此定約ニ関シテ便宜ヲ得ルノ分義モ同氏ニ絶テナシ

第七条

右マイエ氏若シ此定約中何レノ廉ニテモ之ヲ破ルカ守行セサルニ於テハ其節ノ工部卿公然此定約ヲ解止スルコトヲ得ヘシ 然ル時ハ同氏之定約面ノ給料若クハ他ノ便宜ヲ得ルノ分義ハ即時ニ止ベシ

右雙方ノ手記ヲ證署ス

大島高任 手署

右手署證人 伊東保義

フランソワ、ユー、マイエ 手署

右手署證人 イーピー、プラク

なお、マイエは1880年5月14日にフランス船のタナイス号 (Tanais) で帰国 (29)。その後の消息は不明。

3. 土木建築技師ジュール・レスカス (Jules Lescasse)

沢氏の調査では、生年月日や来日年月日などは不明であるがレスカスが生野鉦山に雇われたのは明治5年3月から同年9月までの6ヶ月である (30)。筆者が調べた東京都公文書館所蔵『備外国人員調一明治14年下半ヶ年分』によるとレスカスは、その後の明治13年7月15日より無期限で三菱会社に建築司として雇われている。なお月給は洋銀400弗であった。

フランス人と煉瓦、瓦の製造は、日本の近代建築史上、極めて重要である。それは、生野鉦山や横須賀製鉄所 (31)、富岡製糸場 (32) の例を見るまでもない。また、横浜のジェラルド瓦、煉瓦もまた民家 (33) の

建築に多く使われた点で重要である。

レスカスの生野鉾山での契約書は見当たらないが、西洋建築に関する資料がある。幕末以降、急速に西洋人が横浜を始め、神戸などに店舗・工場や住居を建設した。そのため、多くの外国人の建築家が日本へやって来た(34)。彼らは、また企業や日本政府の依頼を受け多くの省庁の建物をさまざまな様式で建築した。そのなかの幾つかの西洋建築が日本各地にいまでも見られ、記念建造物となっているものもあることは周知の通りである。レスカスもそういう建築家の一人として記憶すべきフランス人である。

明治5年3月から9月までレスカスが日本の地震と煉瓦建築について興味深い論文(35)を発表している。フランス人技術者達が関係した煉瓦建築は、横浜のアルフレッド・ジェラルド(36)の瓦・煉瓦を使った建物を始め、横須賀製鉄所、富岡製糸場などが特に注目されるが、生野鉾山や横浜製鉄所の建造物にもフランス人の焼いた瓦・煉瓦が使用された。

ただ、生野鉾山の場合は、煉瓦の積み方は、横浜製鉄所(37)の建築や富岡製糸場の場合と異なりイギリス積みである。もっとも、フランス人技術者がイギリス積みを採用しても不自然ではない。それは、技術者個人の問題だからである。横須賀製鉄所の建造物にもイギリス式の積み方が見られる。

「抑是迄地震ノ現象ニ屢々感動スル国ニ於テ之レカ為ニ皆人ノ苦心スル就中日本国ニオイトモ

天皇陛下政府ノ信用ニヨッテ煉火石建築創始セシヨリ尤モ之レニ注意セサルヲ得ズ厚壁ニシテ堅固ニ床材及ヒ屋根ニ取付ケタル煉化石屋ハ日本風家屋則チ材用家屋ヨリ多年ノ久シキニ堪ユルユエ堅固ナルコトニ安堵ヲナシ得ベシ煉化石ヲ以テ填塞シタル或ハ否ラサル材成建築ハ日本ニ於テ重大ナル貴館或ハ大邸宅ニハ採扱シ難シ如何トナレバ之ノ建築ハ重モニ材木ヨリ成ルトコロニシテ或部分ニ速カナル破壊ヲ感触スレバナリ
最初ニ之ノ材成建築家ニ付尤モ速ニ腐敗スル部分則チ基礎材及ヒ重モナル柱根ヲ鑄製具ニ因テ代用セシメ或ハ鑄板又ハ鑄具ヲ以テ製造シタル基礎材及ヒ重モナル柱根ヲ仕用スルコトヲ思考セシモ是レハ何モ莫大ノ費用ヲ用スベシ

左ニ演述仕候私節ハ開成学校建設ノ節「トクトル・ミュルレー」(38)氏ヨリ此理ニ基キ草稿図面ヲ製スルコトヲ命セラレ初メテ経験セシ者ニシテ日本国而已

ニ限ラズ地震ノ為メニ寒心スル何地ニテモ緊要ナル仕法ト思考仕候

私ニ於テハ此法ノ發明者云々ニ関係スルトコロニ非ラスト雖モ之レヲ明確セシ朋友共私ニ於テモ未タ決シテ聞カサルトコロニシテ便利仕法ト自信セシユエー已ニ之ヲ包蔵スルトコロニ非ス恐ク日本ニ於テモ欠ク可カラサル用法ナランカト之レヲ日本政府ノ貴覽ニ供シ取捨を乞フ則チ仕法左ニ陳述仕法候

譬ハバ接続物品ナシニ恰モ煉火石壁を積立ル如ク煉火石幾個ヲ積重ネシ跡ニ此ノ煉火石ヲ積上ケタル臺ヲ震動セシメバ積上ケタル煉火石ハ八方ヘ散乱シ落ルハ論ヲ待タス乍儀此ノ煉火石層ヲ麻繩鑄針金或ハ樽ニ用ユル輪金ノ如キ小鑄輪ヲ以テ束縛スルトキハ此積層ハ散乱スルコトヲ得スシテ一塊ヲナセシ儘前面或ハ後面ニ落倒スルヨリ外ナカルベシ

左ノ新設ハ此ノ理ヨリ基起スルトコロニシテ仕用品ハ分離スルコト能ハズ煉火石壁ハ破壊スルコトヲ得サル仕方ニ依テ結縛シタル煉火大積層ヲ取付ルナリ

前面或ハ後面ニ向ヒ煉火石壁の顛倒ヲ支防スルニ堅固ニ組合セタル重モナル木材及ヒ家屋内部ノ表面ニ要スルトコロノ縁木ノ如ク堅牢ナル縁木ニ碇鉤シタル煉火石壁ヲ負担スル大ナル縁木ヲ供用セバ容易ニシテ支防法ノ道理ト信用仕候度々此ノ仕法ヲ施行イタシ来リ既ニ東方駿河台ニ建築シタル「ニコライ」氏ノ家屋ニ態々此ノ施行イタシ候煉火石一大束層ノ如キ壁ヲ表面ニテ鈎留スルコトハ容易ナルコト無論ニシテ鑄ノ固有力ヲ仕用スル仕方ヲ以テセバ節儉ヲ得ベシ

此節儉ハ則チ鑄ヲ拘引力ニ仕用スルサチメートル四角ノ鑄棒ハ概量千ギロガラムノ重キヲ拘引スルニ堪ユベシ尤モ鑄ノ性質善良ナレバ同寸方ニシテ四千キロヨリ六千キロノ重キニ堪エ此ノ割合ニヨッテ直径六センチメートル則チ日本曲尺貳寸ノ鑄棒ハ貳万八千キロヨリ拾万キロ迄の重キヲ拘引シ得ベシ勿論建築ノ模様ニヨリ鈎鑄ノ寸度ヲ算当スルコトヲ要ス此レカ為メニ善良建築ニ費ストコロノ金高ノ大凡百分ノ十ヲ加算セハ十分ナルベシト概算仕候謹白

横浜ニ於テ 千八百七十五年八月六日

同港寄宿 工長 ジ、レスカース」

日本において地震対策のため煉瓦建築については煉瓦のみでは危険である等の助言がなされている。富岡製糸場の場合は、木材を煉瓦と併用して工場などの建築が成功している。また、当然のことながら煉瓦の製造に関しては日本人の瓦職人の伝統的な技術が大きく

役に立ったことはフランス人技師の認めるところである (39)。なお、レスカスは1883年3月10日にイギリス船アラビック号 (Arabic) で帰国した (40)。

4. 鉾山技師エミール・テオフィール・ムーシェ (Emile Théophile Mouchet)

ムーシェは、1872年3月24日にフランス船ゴダヴァリー号 (Godavery) で来日したが (41)、単なる坑夫ではなく、鉾山技術をもった技師であった。それは、ムーシェに支払われた給与がそれを示している。なお、生年月日は不詳。

ムーシェは、鉾山師として月給600円で明治9年4月1日より無期限雇用され、同10年12月1日より貿易銀で700円となった。また、明治9年12月12日に免許状が渡され同11年4月派11日に返納された。

1872年5月30日にサン・テチエンヌでコアニーとムーシェの間で結ばれた契約は下記の通り (43)。

- 第一
- 一 エミル、テヲヒル、ムーセ氏土質家トシテ月給洋銀四百枚ヲ以テ日本政府江洋曆千八百七十二年第二月四日ヨリ同千八百七十四年第二月四日迄式々年ノ間勤仕スルコトヲ約シ本国ヨリ日本迄ノ旅費ヲ与エ候事
- 第二
- 一 ムーセ氏定約期限相満候節ハ帰国旅費トシテ洋銀八百枚ヲ給与スヘキ事
- 第三
- 一 生野在勤中ハ必要ノ家具ヲ備エ日本家一軒ヲ与フヘシ併賄向ノ諸品ハ自費タルヘキ事
- 第四
- 一 ムーセ氏都テ指揮ヲ「コアニー」氏ニ受ケヘク若シ政府江訴訟ノ事故有之節ハ「コアニー」氏ノ取次ヲ以テ申通シ一切直訴不相成候事
- 第五
- 一 ムーセ氏定約未満ニシテ勤方相止候節ハ帰国旅費洋銀不與候併シ政府ヨリ破役相成候節ハ右八百枚並ニ期限迄ノ残月都テ可附与事
- 仏国サンテチアンニ於テ千八百七十二年第一月三十日致契約者也

コアニー

ムーセ

これに対する仏文の契約書は残っていない。また、この契約書は1874年の契約更新時に全面的に改定され、

12条の内容に増加したが (44)、これも仏文の契約書は残っていない。改定理由は旅費の問題 (往復→片道) や給料の増額、雇用期限変更等があったからである。明治8年のムーシェの契約更新に関する資料は次の通りである (45)。初めは3年の契約更新の予定であったが、ムーシェの都合で契約は1年となった。

名ノ十九号ヲ以テ生野鉾山市庁月雇凡人ムーセ儀今ヨリ三ヶ年間御雇継ノ儀相伺置候处本年十一月七日伺之御指令相済候然ルニ同氏都合ノ儀有之先以一ヶ年間ニ結約致度段今般願出事実不得止次第二付御許可相成度此段相伺候也 七年十二月廿五日 工部

これに対して、1月20日に「伺ノ通」「但大蔵省へハ其省ヨリ通達可致事」(46) という通達は次のようなものである。

別紙工部省伺鉾山寮御雇外国人ムーセ年限減縮ノ儀審議候処同人都合ノ儀有之減縮願出事実不得止趣ニ候得ハ御許可相成可然存候依テ御指令按調査之段抑高裁候也

七年十二月廿八日 工部

ムーシェの契約書は次のように12条からなっている (47)。

名ノ十九号同廿四号ヲ以テ昨明治七年十一月七日本年一月廿日伺済ノ通「エミル、テヲヒル、ムーシェー」条約相済ニ候ニ付即写和洋文共相添此段御届申進候也 三月十二日 工部

条約書

此定約ハ明治七年十二月一日ニ於テ一方ハ日本政府ノ為取扱フ鉾山助朝倉盛明又一方ハ当時生野ニ往スル技術工師「ムーシェー」氏トノ間ニ取結不事

第一条

千八百七十二年一月三十日「サントチアン」ニ於テ「コアニー」ト「ムーシェー」トノ間ニ取結ヒシ定約ハ此ニ於テ盡ク廃止スヘシ然ル上ハ向後若シ此約定上ニ就キ異論差起ルコトアルモ都テ関係ナカルヘシ

第二条

「ムーシェー」氏ハ鉾山師ノ職ヲ以テ明治七年十二月ヨリ満一ヶ年間被相雇候事而シテ同人生野ニ於テ「コアニー」氏ノ出立マテハ同氏ノ指揮而已ヲ受クヘシ然

レトモ同氏発足ノ後ハ即チ其任ニ代テ生野坑山ニ於テ技術師長ノ職ヲ司トルヘシ

第三条

「ムーシェー」氏定約期限内若シ日本内他所坑山ニテ奉職ヲ命セラルル時ハ又同所ニ於テ技術師長ノ職ニ居ルヘシ

第四条

「ムーシェー」氏ノ月給ハ千八百七十四年第十二月三十一日迄ハ毎月日本通貨幣五百円ト定ムヘシ其以後定約満期ニ至ル迄ハ毎月日本通貨幣五百五十円タルヘシ然ル上ハ食料運賃ハ「ムーシェー」氏ノ自費タルヘシ

第五条

「コハニー」氏右「ムーシェー」氏ノ約条期限前ニ日本政府ノ職ヲ止ル時ハ「ムーシェー」氏ノ月給ハ「コハニー」氏発足ノ翌月ヨリ六百円ニ増加スヘシ

第六条

「ムーシェー」氏此約定期限中ハ間断怠慢ナク同氏技術ヲ以テ専ラ政府ノ職務ヲ奉スヘシ而シテ商法又ハ日本ノ政体上ニハ毫モ関係スヘカラス

第七条

若シ「ムーシェー」氏病ニ罹ルトモ医師ヨリノ確乎タル證書ナケレハ職務ヲ欠席スルヲ得ス 且又引続キ三ヶ月ヲ経テ病尚癒サルトキハ「マルセイユ」マター一等客ノ路費ヲ給付スルモノニテ此約定ヲ廢止スヘシ

第八条

右「ムーシェー」氏職務ヲ怠ルカ不治行伏カ又ハ上職ノ命ニ背クトキハ此約定ヲ廢止シ政府ニ於テ同人へ暇ヲ遣ハスヘシ然ル後ハ同人へ月給ハ勿論又帰国路費モ与ヘサルヘシ

第九条

此約定期限前政府ニ於テ「ムーシェー」氏ニ暇ヲ遣ラント欲スルトキハ六ヶ月ノ給料ヲ与ヘ若シ残期限六ヶ月以内ナレハ残期限丈ケノ給与ヲ与ヘ次ニ此定約中ノ第七条ニ基キ「マルセイユ」マター一等客ノ路費ヲ拂フニ於テハ何等ノ事故ヲ問ハス之ニ暇ヲ遣ハスノ權ヲ有スヘシ

第十条

此定約ノ終リ又ハ其後三ヶ月中ニ右「ムーシェー」氏「マルセイユ」へ帰ラントシテ乗船ストルキハ同所マター一等旅客ノ入費ヲ給与スヘシ然レトモ以上ノ期限中ニ乗船セサルトキハ右ノ旅費ヲ次シテ請取ノ分義ナルヘシ

第十一条

此定約期限内「ムーシェー」氏其職務ヲ辭スルトキハ其日ヨリ給料ヲ止メ旅費モ相渡サルヘシ

第十二条

日本政府ハ「ムーシェー」氏に家具備ヘサル相応ナル日本風ノ家屋一宇同人ノ所用随意ニ任セテ付与スヘシ右ノ定約堅ク相守ルヘキヲ証センガ為メ雙方茲ニ其姓名ヲ手記ス

明治七年十二月一日生野ニ於テ之ヲ二通ニ記ス

朝倉鉦山助

エルミ、ムーシェー

なお、参考までに最初の3年契約の文案を示すと次のようなものである(48)。これに更に訂正が加えられたが、結局3度目の改定があり、ようやく契約改定がまとまった。

第一条 千八百七十二年一月三十日「サントイテアン」ニ於テ日本政府リ職務ノ為ニ「コワニー」ト「ムーシェー」トノ間ニ取結ヒシ定約ハ此ニ於テ尽ク廢止スヘシ然ル上ハ向後若シ此約定上ニ就キ異論差起ルコト都テ関係ナカルベシ「変更箇所は——」(旧一条)

第二条 「ムーシェー」氏ハ鉦山師ノ職ヲ以テ明治七年何月何日ヨリ満三ヶ年間被相雇候事而シテ同人生野ニ於テ「コワニー」氏ノ出立迄ハ同氏ノ指揮而已ヲ受クベシ然レトモ同氏発足ノ後ハ即チ其任ニ代テ生野坑山ニ於テ洋人(→技術)師長ノ職ヲ司トルベシ(旧二条)

第三条 「ムーシェー」氏定約期限内若シ日本内地所ノ坑山ニテ奉職ヲ命セラルル時ハ又同所ニ於テ技術師長ノ職ニ居ルベシ

第四条 「ムーシェー」氏ノ月給ハ千八百七十四年第十二月三十一日迄ハ毎月日本通貨幣何円ト(コワニー氏見込ノ五百円ニテ可然)定ムベシ右期限ヨリ約定満期迄ハ何円(コワニー氏見込ノ五百円ニテ可然)(→其以後定約満期ニ至ル迄ハ毎月日本通貨幣)タルベシ然ル上ハ食料、運賃ハ「ムーシェー」氏ノ自費タルベシ

第五条 「コワニー」氏右「ムーシェー」氏ノ約定期限前ニ日本政府ノ職ヲ止ル時ハ「ムーシェー」氏ノ月給ハ「コワニー」氏発足ノ翌月ヨリ何円(コワニー氏見込之右月給ハ六百円ニ増加シテ可然)ニ増加スベシ(変更無)

第六条 「ムーシエー」氏此約定期限中ハ間断怠慢ナク同氏技術ヲ以テ専ラ政府ノ職務ヲ奉スヘシ而シテ商法又ハ日本之政治体上ニハ毫モ関係スヘカラス

第七条 若シ「ムーシエー」氏病ニ罹ルトモ医師ヨリノ確乎タル證書ナケレハ職務ヲ欠席スルコトヲ得ス且又引続キ三ヶ月(ヲ経テ病尚癒サルトキハ)以上病ニ居ルトキハ右三ヶ月後ハ此約定ノ文義ニ基キ(以上から基キ迄——部分削除)「マルセイル」迄一等客ノ路費ヲ附与スルノミニテ此約定ヲ廢止スヘシ(旧三条)

第八条 右ムーシエー氏不行伏(→職務ヲ怠ル缺)カ又ハ上職ノ命ニ背ク時ハ此約定ヲ廢止シ然レ後ハ同人エ月給ハ勿論また「マルセイル」迄ノ一等客ノ路費モ与ヘサルヘシ(旧四条)

第九条 此約定期限前政府ニ於テ暇ヲ遣ラント欲スルトキハ残期ノ半月給ヲ与並之約定価中ノ第七条ニ基キ「マルセイル」迄帰国一等客ノ路費ヲ払フニ於テハ何事ノ事故ヲ問ハス之ニ暇ヲ遣ハスノ權ヲ有スヘシ(旧五条)

第十条 此約定ノ終又ハ其後三ヶ月中に右「ムーシエー」氏「マルセイル」エ帰ラントシテ乗船スル時ハ同処迄一等旅客ノ入費ヲ給与スヘシ然レトモ以上ノ期限中ニ乗船セサルトキハ右一等客ノ路費ヲ決シテ請取ノ分義ナカルヘシ(旧六条)

第十一条 此約定期限なか「ムーシエー」氏自己ノ便宜ヲ以テ日本政府承諾ノ上其職務ヲ辞スルトキハ其日ヨリ給料ヲ止め旅費モ不相渡事(新しく追加)

第十二条 日本政府ハ「ムーシエー」氏へ家具備エサル相応ナル日本風ノ家屋一字同人ノ所用随意ニ任セテ附与スヘシ(旧七条)

なお、()の旧条約番号が次に示す仏文のものに相当する。したがって、12条の契約書は、旧七条からなるものであったとみられる。この7条の和文の契約書は見当たらない。ムーシエの仏文の契約書は次の通り(49)。

Contrat fait le jour... du mois... de l'année... entre les soussignés... agissant pour le compte du Gouvernement japonais et Mr E. Th. Mouchet, ingénieur de l'autre part... demeurant aujourd'hui à Ikouno.

1er Le contrat de service entre Mr J. Coignet et

Mr E. Th. Mouchet fait à St-Etienne le trente de janvier mil huit cent soixante-douze sous lequel Mr Mouchet avait rendu service au Gouvernement japonais est entièrement annulé, est annulé par ceci, ainsi toutes les réclamations qui pourront être faites selon ce contrat abandonné.

2e Mr Mouchet est engagé pour trois ans en qualité d'ingénieur à Ikouno il sera sous les ordres de Mr Coignet jusqu'au départ de celui-ci, après quoi il prendra la place de Mr Coignet, direction Européenne responsable des Mines à Ikouno. Dans le cas où Mr Mouchet serait appelé exploiter d'autres mines dans une partie quelconque du Japon, il y sera le chef responsable des travaux.

Les appointements de Mr Mouchet seront fixés cinq cents yens par mois jusqu'au trentein Décembre mil huit cent soixante-quatorze et à cinq cent cinquante yens à partir de cette époque et alors ces frais seront à la charge de Mr Mouchet. Dans le cas où Mr Coignet quitterait le service du Gouvernement japonais avant la fin du contrat de Mr Mouchet les appointements de celui-ci seront partis six cents yens par mois depuis le mois qui suivra le départ de Mr Coignet.

3e Mr Mouchet s'engage pendant la durée de ce contrat d'employer tout son temps et ses faculté dans le service du Gouv. Jap. et pas faire au s'avoir part dans aucun commerce ou trafic, et pas se mêler dans les affaires politiques du Japon. Si Mr Mouchet tomberait malade il n'aura pas le droit de s'absenter du service dans un certificat suffisant du docteur. Si Mr Mouchet resterait malade peandant plus que trois mois successifs le Gouv. Jap. aura le droit d'annuler ce contrat après ces trois mois ont passés et allouera alors seulement un passage 1^{ère} classe à Marseille.

4e Ce contrat sera treminé et annulé par l'inconduite de Mr Mouchet ou refus d'exécuter les ordres de ses supérieurs et dans le cas le

- Gouvernement Japonais ne payera ni ses appointements après cette date ni son passage 1^{ère} classe à Marseille.
- 5e Sans énoncer aucune raison le Gouvernement japonais se réserve le droit de démettre Mr Mouchet avant la fin de ce contrat en lui payant la moitié de ses appointements pour le temps restant à accomplir et un passage 1^{ère} classe pour retourner à Marseille conformant à Article 3ème.
- 6e Si à la fin de ce contrat ou pendant les trois mois suivants Mr Mouchet embaquerait pour retourner à Marseille il lui sera accordé une passage 1^{ère} à Marseille, mais s'il n'embarquerait pas pendant cette période, il n'aurait pas aucun droit de réclamer ce passage 1^{ère} classe.
- 7e Le Gouvernement japonais mettra à la disposition de Mr Mouchet un logement convenable sans meubles dans une maison japonaise.

なお、ムーシェは1880年4月28日にフランス船ヴォルガ (Volga, 1502t) で帰国し (50), 1895年12月3日に死去した (51)。

5. 後記

本稿は主として官営生野鉱山雇いのフランス人医師並びに技師についての資料紹介である。生野鉱山に関する研究はこれまでに多数の著書や論文が出ているが、残念ながらフランス人に関係する部分の詳細な記述が少ない。本稿はその空白部分を多少なりとも埋めたものである。契約書を突破口にしてフランス人のプロフィールの紹介に一歩道が開けたと思っている。

資料作成に際し、国立公文書館、国立国会図書館、外務省外交史料館、東京都公文書館の資料を主として使用した。ここにそれを記し、各機関に謝意を表す。生野鉱山のフランス人関係の資料で外務省の外交史料館所蔵のものは簡単な個人記録のほかにはあまりまとまったものはない。しかし、断片的ではあるが最も基本的な資料・記録として外交史料館の資料が貴重なものであることにはかわりがない。

なお、筆者の知るかぎりフランス人の契約書の仏文

はこれまで発表されたことがなかったので、和文と比較することが可能となった。

その他、シスレイの飾磨・生野間の道路建設図が国立公文書館に保存されているが、これは生野町役場資料室のボイラーなどの4枚の設計図とともに生野鉱山関係の第一級の資料と言える。

- (1) 「官営生野鉱山技師ジャン・フランソア・コアニエについて」(『近代日本史の新研究』Ⅸ. pp. 5-31. 北樹出版社. 1991). これまでの研究に(a) 「明治前期に活躍したフランス人鉱業家たち——生野・別子・山ヶ野鉱山の場合」(佐々木正勇, 日本大学文理学部『史叢』第40号, pp. 2-31, 1977). (b) 『官行鉱山と傭外国人』(佐々木正勇『日本大学史学会研究彙報』第8輯, 1964). (c) 『生野銀山のお雇いフランス人』(沢護『仏蘭西学研究』第11号, pp. 6-22, 1981). (d) 「フランシスク・コワニエ『外国人雇入鑑』と『太政類典』からの考察」(沢護『千葉敬愛経済大学研究論集』第14号, pp. 65-82, 1978). (e) 「生野鉱山学校」(高橋邦太郎, 日本仏学史研究会『日本仏学史研究』第6号 pp. 1-6, 1975). (f) 『官営生野鉱山の先覚・朝倉盛明』(吉田国夫『日本鉱業会・昭和59年度春季大会 研究・業績発表講演会 (別刷) 19.
- (2) オーギュスタン・エノン: Augustin Hénon. 医師, 前掲沢論文「生野銀山のお雇いフランス人」pp.12-4
- (3) ジャン・ポール・イジドール・ヴィダル: Jean Paul Isidore Vidal. 医師, 語学教師. 外務省外交史料館所蔵『官雇入表』(整理番号3-9-3-14)によると, 横須賀造船所の医師として月給250円で明治9年2月25日より月雇いで雇用された. 宿舍は横須賀造船所の官舎で, 明治9年12月25日に免許が渡され, 同11年4月27日に解雇となり, 5月2日に免許が外務省に返納された. 『The Japan Weekly Mail』(横浜開港資料館所蔵)によると Dr ヴィダルは1872年8月20日にフランス郵船コスタ・リカ (Costa Rica) 号で横浜に着いた. また『フランス語事始』(富田仁, 日本放送出版協会, p.210, 1983)によるとヴィダルは林欽次(正十郎)の迎曦塾の教師であった。
- (4) Léon Sisley: レオン・シスレイ. 妹がコアニエと結婚. 土木技師 (土質家. 月給300円. 参考文献 = 前掲佐々木論文「明治前期に活躍したフランス人鉱業家たち」p. 11. 前掲沢論文「フランシスク・コワニエ」p. 16. 藤原著『明治以降の生野鉱山史』p. 100. 前掲沢論文『生野鉱山のお雇いフランス人』pp. 14-5. 外務省外交史料館「官雇入表」.
- (5) Claude Verney: クロード・ヴェルネイ, 機械技師.

- 明治5年11月来日, 同9年12月5日帰国(以上, 沢資料『官雇・お雇いフランス人明細表』p. 124).
- (6) 別子銅山技師ルイ・ラロック (Louis Larroque). ラロックに関する紹介で最も詳しいのは『別子開坑二百五十年史話』(住友本社, 昭和16. pp. 291-344)である。その他, 前掲佐々木論文「明治前期に活躍したフランス人鉱業家たち」p. 17参照。『お雇い外国人②産業』(吉田光邦, 鹿島研究所出版会, pp. 150-2)。
- (7) Joseph Lustemberger (ジョゼフ・リュスタンベルジェ), Jean Baptiste Lustemberger (ジャン・バチスト・リュスタンベルジェ) : いずれも機械技師。
- (8) André Bossi : アンドレ・ボッシ. 精錬工. 明治9年3月14日に生野で死去(『太政類典』第2類外国交際15・外客雇入5. No 51)。
- (9) Denis Sévoz : ドニ・セヴォーズ. 土質家. 雇い期間=1870年2月-1871年9月. 参考文献=前掲佐々木論文「明治前期に活躍したフランス人鉱業家たち」pp. 20-3. 沢論文「生野鉱山のお雇いフランス人」p. 8. etc. 『The Japan Weekly Mail』(横浜開港資料館所蔵)によるとド・セヴォーズは1870年2月17日にフランス郵船ラ・ブルドネ (Labourdonnais) 号で横浜に着いた。サン・テチエンヌ国立鉱山学校卒業。
- (10) Paul Ozier: ポール・オジエ (vers 1834-1908), 島津家雇い鉱山技師 (沢論文「ポール・オジエー島津家雇いの鉱山技師」(『仏蘭西学研究』第20号, 1990). 前掲佐々木論文「明治前期に活躍したフランス人鉱業家たち」pp. 23-4.
- (11) ポール・アメデ・リュドヴィック・サヴァチエ = Paul Amédée Ludovic Savatier (1830-1891). 医師, 植物学者. 拙著『日仏文化交流史の研究』pp. 395-420. 今井忠宗「植物家仏医サヴァチエの事蹟」(『植物研究雑誌』1917). 上野益三「ポール・サバチエ」(『お雇い外国人③自然科学』鹿島出版会, 1968). 富田仁「ポール・サヴァチエ」(『横須賀製鉄所の人びと』富田, 西堀, 有隣堂, 1983. pp. 45-8).
- (12) Bélisaire Alexandre : ベリゼール・アレキサンドル. 東京で歯科医, 松江藩お雇い外国人. 参考文献「外人教師ワレット及びアレキサンドルについて(続ハーン資料)(付松江における洋学の変革)」(梶谷延(泰之)『島根大学論集』第13号, 人文科学, 1964, p. 13). 「松江とフランス」(田中隆二「山陰文化研究紀要」第22号, 1982. 田中隆二「ALEXANDRE et VALETTE(?): deux professeurs français à Matsue en 1870」(『仏蘭西学研究』第17号, pp. 40-55. 1987), etc. なお『The Japan Weekly Mail』(横浜開港資料館所蔵)によると, アレキサンドルが1969年9月26日にリュシー (Lucie) 号でル・アーヴル (Le Havre) から横浜に着いているが, これが歯科医のアレキサンドルかどうか不詳. また Dr アレキサンドルが1872年9月2日にフランス郵船のオレゴニアン (Orégonian) 号で横浜に着き, 11月12日に横浜からゴダヴァリー (Godavery) 号で香港へ出発した. 同一人物だとすると, これは一時帰国したことを意味する。
- (13) Emile Massais : エミール・マッセ. 大学東校, 横浜フランス病院, 高知藩の病院に勤務した. 1877年10月9日死去(遺体は横浜外人墓地に埋葬された)。
- (14) Paul Prat : ポール・プラ, Justin Balette : ジュスタン・バレット, 拙稿「御雇い人ベルピニャをめぐる」(『日本仏学史研究』(日本仏学史研究会, 第3号, p. 19, 1973). この原資料は『各省庁府県外国人官傭一件』(外務省外交史料館資料, 「勸業寮所轄富岡製糸場仏人関係」)。
- (15) 「公文録」「此度生野用製鋸所新規御雇ニ付而之約定案仏文共」(2A-9-294) マイクロリール番号146, コマ番号800-1. その他和文の方は『太政類典』(外国交際1. 外客雇入9)(2A-9-294) マイクロリール番号35, コマ番号775. 「別紙工部省同鋸山寮生野支庁へ外国人師一名御雇人之儀審議候所同所事業追々盛大相成候ニ付名増員相度且徴用方之儀ハ生野御傭仏人コワニー氏江依頼同人ヨリ申遣候趣實際無余儀相聞候御許可相成可然尤条約書案中第5条第6条ハ同省江遂協議置候間貼紙之通改正候様御司令相成可然存候テ指令按ヲ調査シ抑高裁候也」という工部省案に対し, 明治7年12月15日に「伺之趣聞届候条約書按貼紙之通改正シ, 結約之上尚可届出事一但大蔵省へハ其省ヨリ可致通達事」という裁可が出された(国立公文書館所蔵)。
- (16) 例えば, 大阪兵学寮教師ルイ・サミー (Louis Samie) は給料の不满を次のように述べている. 「余と開成所教師との月金相違も甚しからむ且他の日本人並仏人に対して前条余と開成所教師の相違に付如何にも余が学力至らざる故と思はば此甚不愉快の事なる故何分にも足下付金増方の事に付好意を仰のみ云々」(拙著『日仏文化交流史の研究』p. 21. 駿河台出版社, 1888)。
- (17) ボアソナード (Gustave Emile Boissonade de Fontarabie, 1825-1910) の年俸は, 例えば明治15年の場合をみると, 月給が700円, 別段手当500円で合計1400円であった. この他に宿料月に50円, 慰労賜金1000円が加算された(『日仏文化交流史の研究』p. 20. 駿河台出版社, 1886)。
- (18) ヴェルニー (François Léonce Verny, 1837-1908) の年俸は, 1万ドルであった(『太政類典』(第2類外国交際4, 外人参朝及贈遺2. 「海軍省傭仏人ウエルニー, サヴァチエ兩人謁見」)。
- (19) 注(15)に同じ。
- (20) 国立公文書館資料『太政類典』2A-9-57 (No 20), マイクロリール番号6, コマ番号1364. 「鋸山局御雇い人コハニー, 御賞与之儀ニ付伺」. 注

- (1)参照.
- (21) 東京開成学校：とりわけ物理科は授業が全てフランス語で行われた。『傭外国人教師・講師履歴書』(第1冊上巻No 68, 東京大学図書館所蔵)には「仏国人マイエー Maillet 明治7年10月26日ヨリ同8年10月25日迄12ヶ月間ノ期限ヲ以テ傭入東京開成学校物理化学博物学教師 授業時数1日5時間 月俸 日本貨幣式百五拾円 明治8年10月4日願ニ依リ解約」とある。
- (22) 「資料 官雇・お雇いフランス人明細表」p. 129 (沢『千葉敬愛経済大学研究論集』第23号, 1983)。
- (23) マイヨ (H・X Maillot, 1831-1874, エロー県(Hérault)のセート(Sète)生まれ, 大学南校, 東京開成学校, 諸芸学校などで教授。1874年8月14日死去。横浜の外人墓地に埋葬された。尚, 名前のH・Xは不明(『市民グラフ・ヨコハマ』(No 33「山手外人墓地・・・社会・文化『人名辞典』1980. p. 58. 横浜市市民局市民活動広報課刊行)。
- (24) 「東京開成学校教師仏国人マイヨ代員トシテ同国人マイエー雇入御届」(『公文録』(2A-9-1197). マイクロリール番号143. コマ番号1319)。
- (25) 前注に同じ。「東京開成学校御雇教授仏一マイエー雇入日限相改候儀ニ付御届」。
- (26) 例えば東京外国語学校のアリヴェの場合(明治15年)は月給150円, 司法省法学校のフークの場合(明治10年)は200円であった。(拙著『日仏文化交流史の研究』pp. 472, 487. 駿河台出版社, 1988)。
- (27) 外務省外交史料館の『官雇入表』(3-9-3-14)。
- (28) 前掲資料『太政類典』2A-9-294 (No 64), マイクロリール番号35, コマ番号0474「鉱山寮仏国人マイエ雇入条約書」。
- (29) 注(22)のp. 129。『The Japan Weekly Mail』1880年5月15日号と『Echo du Japon』1880年5月14日号の出港記録にDr MailhetとあるがMailletのことであろう(横浜開港資料館所蔵)。しかし, それについては更に調べる必要がある。
- (30) 「生野鉱山のお雇いフランス人」(沢『仏蘭西学研究』第11号, p. 21)。
- (31) 横須賀製鉄所：バリのエコル・ポリテクニク(理工科大学)出身のフランソア・レオンス・ヴェルニーを主任技師として招聘し幕府が近代的造船所を創設した。これは, 幕府がフランスの協力を得て行った事業の中でも最大級のものであった。各種の工場建設用の煉瓦は同製鉄所で製造したもので, 製鉄所の文字がその裏に刻まれている。この煉瓦は横須賀製鉄所が建設した観音崎の灯台にも使われた。これは日本の煉瓦製造でも最も古いもので, 製鉄所・灯台以外で使われた形跡は見られない。横須賀製鉄所関係のフランス人については, 『日仏文化交流史の研究』(西堀. 駿河台出版社, pp. 257-94, 395-420, 1988), 『François Léonce Verny』(Georges Balay, Imprimerie Lefrancq et Cie, 1990). 『Les Français au Japon. La Création de l' Arsenal de Yokoska』(『Revue Maritime』Jean Raoulx, 1939). 『横須賀海軍船廠』(横須賀海軍工廠, 1915)。
- (32) 富岡製糸場=ポール・ブリュナ(Paul Brunat, 1840-?)を主任技師に迎え, 明治政府は殖産興業の一つとして絹の生産にフランス政府の協力を得て現在の群馬県富岡市に大規模な製糸場を明治5年に建設した。煉瓦の建造物は日本でも5指に入るほど見事な出来ばえであった。製糸場は明治時代に民営に移管され, 第2次世界大戦後も長く続いた。近年まで片倉工業株式会社がこの製糸場を使用していたが繊維業界の不況から遂に撤退し, 現在は建物等は富岡市の管理となった。建造物の全ての煉瓦はフランス積みである。『日仏文化交流写真集第1集』(西堀, 駿河台出版社, pp. 172-8, 1986)。
- (33) 横浜の山手地区に数軒現在のほかに中区根岸の大久保家にもあった。
- (34) 外国人建築家: ポール・ピエール・サルダ(Paul Pierre Sarda, 1844-1905). エドモン・バステアン(Edmond Bastien, 1839-1889). ド・ボアンヴィル(C. de Boinville). ジョン・ダイアック(John Daiak), etc.
- (35) 国立公文書館資料『訳稿集成 第3編 巻6』整理番号: 186函4架。「文部大輔閣下ニ謹呈ス一地震及ヒ日本ニ於テ煉瓦石家屋建築之見込書」No 144。
- (36) Alfred Gérard: アルフレッド・ジェラルド。幕末から明治期にかけて日本で肉屋, 船舶用飲料水販売。煉瓦, 瓦工場などを経営したが, 来歴など不詳。『ヨコハマ新聞』1991年春季号「アルフレッド・ジェラルド」(沢護『千葉敬愛経済大学研究論集』第32, 33合併号, 1988, pp. 195-242)。「Alfred Gérard 製造の瓦と煉瓦について」(伊藤三千夫『日本建築学会論文集』第66号, 第2部, 1960)「かわら日本史」(駒井鋼之助, pp. 191-2, 1972)『三人ジェラルド』(飛鳥田一雄, 有隣堂, 1974)。
- (37) 横浜製鉄所: 拙著『日仏文化交流史の研究』pp. 343-55。
- (38) ドクトル ミュルレー=工部省勸業寮, 製作寮お雇いのCaspar Muller (カスバル・ミュラー)と思われる。
- (39) 『赤煉瓦物語』p. 40 (赤煉瓦物語をつくる会=代表今井清二郎, あさを社, 1986)。
- (40) 注(22)のp. 124。『The Japan Gazette』1883年3月21日号と『The Japan Weekly Mail』の1883年3月10日号で確認(横浜開港資料館資料)。
- (41) 注(22)のp. 123。『The Japan Weekly Mail』の1872年3月30日号で確認。
- (42) 外務省外交史料館所蔵の『官雇入表』(整理番号3-9-3-14). (1976年)
- (43) 『公文録』(2A-9-1222. 明治7年11月 工部

- 省之部 全. No 3.
- (44) 『生野技師ムーシェー雇継定約校訂ノ方』によると「第一条 千八百七拾二年1月三十日『サントティアン』ニ於テ日本政府ノ職務のため「コアニー」ト「ムーシェ」トノ間ニ取結ヒシ定約は此ニ於テ尽ク廃止スヘシ 然ル上ハ向後若シ約定上ニ就キ異論差起ルコトアルモ都テ関係ナカルベシ」(『公文録』明治7年11月) 2A-9-1222, No 3).
- (45) 『公文録』2A-9-1460 (No 1) 「鉦山寮仏国人ムーゼノ雇期限ヲ減縮」『太政類典』2A-9-294 (No 64). リール番号35. コマ番号0777, 「同上雇継期限減縮」. 前掲沢論文「フランシスク・コワニェ」. 74.
- (46) 前注に同じ.
- (47) 前注に同じ. 前掲佐々木論文「明治前期に活躍したフランス人鉦業家たち」p. 3. 同沢論文「フランシスク・コワニェ」pp. 65-7 参照. 木下亀城「薩藩のお雇い外国人鉦山技師」(『地学研究』4 (1-6) 1973).
- (48) 注(43)に同じ.
- (49) 注(43)に同じ.
- (50) 注(22)の p. 124.
- (51) 注(22)の p. 124. 『The Japan Weekly Mail』の1880年5月1日号で確認.

[にしほり あきら 横浜国立大学経営学部教授]